

指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指 名 停 止 期 間		適 用 条 項	区 分	指 名 停 止 理 由	決 定 日	
1	新明和工業株式会社	令和7年5月9日	～ 令和7年8月8日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)及び 第4条第3項(指名停止の期間 の特例)	指名停止	当該業者は、エレベーター方式パレット型の機械式駐 車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当 な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ってい たとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排 除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和7年5月8日
2	三井住友海上火災保険 株式会社	令和7年6月2日	～ 令和7年7月1日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の11 (その他不正又は不誠実な行 為)	指名停止	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関 する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問 題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から 保険業法に基づく業務改善命令を受けた。	令和7年5月30日
3	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会 社	令和7年6月2日	～ 令和7年7月1日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の11 (その他不正又は不誠実な行 為)	指名停止	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関 する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問 題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から 保険業法に基づく業務改善命令を受けた。	令和7年5月30日
4	東京海上日動火災保険 株式会社	令和7年6月2日	～ 令和7年7月1日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の11 (その他不正又は不誠実な行 為)	指名停止	当該業者は、個人情報保護法や不正競争防止法に関 する不適切行為等並びにその背景にある態勢上の問 題が認められたとして、令和7年3月24日に金融庁から 保険業法に基づく業務改善命令を受けた。	令和7年5月30日
5	近畿日本ツーリスト株式会社	令和7年6月2日	～ 令和7年7月1日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の11 (その他不正又は不誠実な行 為)	指名停止	当該業者は、令和6年5月30日に実施した旅行におい て、発着地のいずれも営業区域外の旅客運送を行っ た貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービ スの提供を受けることをあっせんしたため、令和7年3 月24日に観光庁から旅行業法に基づく業務停止命令 を受けた。	令和7年5月30日